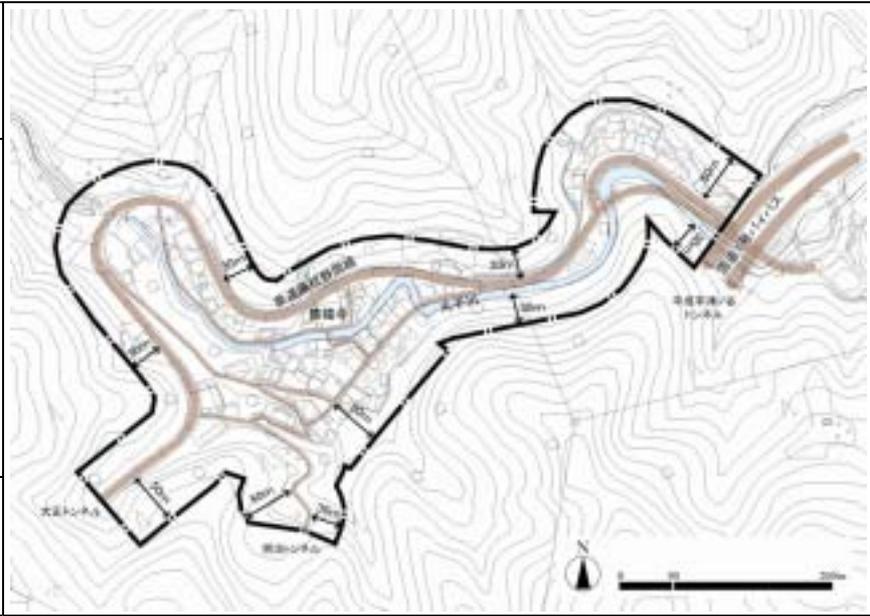


重点地区景観計画 宇津ノ谷地区

| | |
|--|--|
| 地区の名称 宇津ノ谷地区 |  |
| 地区の区域及び面積 (法第8条第2項第1号) 地区の区域 駿河区宇津ノ谷162番地他 面積 約11.9ha | |
| 指定年月日 平成20年10月1日 | |

1. 景観形成の目標及び方針 (法第8条第2項第2号)

1) 景観形成の目標

江戸時代から続く歴史的な風情とまち並みを保全・活用し、落ち着きがあり歴史的な佇まいと伝統文化が薫るまち並みの形成を目指します。

2) 景観形成の方針

土地利用の方針

本地区の土地利用は、専用住宅、併用住宅、店舗、農地・農業関連施設及び山林等で構成し、落ち着きのある環境の維持を図ります。そのため、現在の環境を損ねるような土地利用は行わないこととします。また、歴史的なまち並みの背景となる山林は、本地区の良好な環境を形成する上で重要であることから、適切な保全を図ります。

道路・公園等に関する方針

道路・公園などは、歴史的なまち並みや周辺の自然景観と調和した素材、仕上げ、工法を用いることとします。

まち並み形成の方針

建築物の形態や意匠は、伝統構法と自然素材の活用により、旧東海道の面影を残す歴史的まち並みの再整備・修景を行います。また、隣接する建築物が相互に軒の高さや外壁面の位置を協調することにより、統一感が感じられるまち並みの形成を図ります。

色彩に関する方針

本地区の歴史に根ざした伝統的な配色を継承するとともに、周囲の山並みとの調和を図るため、暖色系の色相及び低彩度の色調を基本とします。

屋外広告物の掲出に関する方針（法第8条第2項第5号イ）

屋外広告物は、まち並みを形成する上で、重要な要素となります。そのため、歴史的なまち並みのイメージに調和するよう掲出の位置、規模、色彩に配慮することとします。一般広告物（自家広告物・案内図板に該当しないもの）は設置しないこととします。

- ・光源が点滅するネオンサイン等はいりません。
- ・広告物の色彩は、原色を使用しないこととします。

緑化に関する方針

旧東海道の沿道では、庭先や外壁等に花鉢を設置するなどし、落ち着いた佇まいの中にも季節感を演出します。その他の区域では、花壇、生け垣や庭木を設置し、敷地内緑化を推進します。また、地区内のシンボルとなるような樹木や桜並木をはじめ特徴的な花木等は、良好な環境を形成する上で重要であることから、適切な保全を図ります。

景観管理の方針

落ち着いたきのある景観を維持するためには、地域の住民や専門家、行政がそれぞれの役割を認識し、相互に協力しながら、豊かな環境を育むことが大切です。今後も、建築物や生け垣などの適切な維持・管理に努め、地域を応援してくれる人々との交流を深め、持続性のあるまちづくりに取り組みます。

その他の方針

本地区の届出等の際には、必要に応じて「宇津ノ谷まちづくり協議会」の意見を聞きながら、運用を進めることとします。



2. 景観形成基準 (法第8条第2項第3号)

1) 建築物の最高高さ

建築物の最高高さは10m以下とする。

2) 建築物の形態意匠

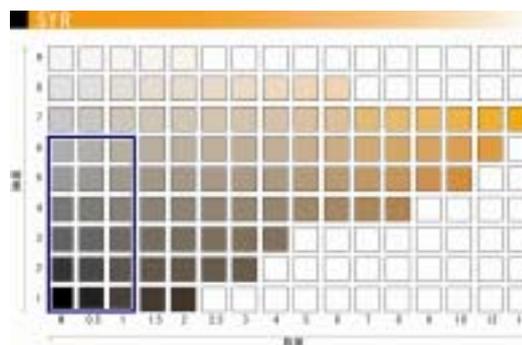
| | |
|-----------------------|--|
| 構造、構法 | 主要構造は木造とする。やむを得ずその他の構造とする場合は、外観を和風とする。 |
| 階数 | 建築物の階数は2階以下とする。 |
| 軒の高さ | 隣接する建築物の軒の高さと協調する。 |
| 屋根・庇の形状、素材 | 屋根は切妻を基本とし、寄棟又は入母屋による形状とする。 屋根の材料は日本瓦葺きを基本とし、庇、小屋根は、日本瓦葺き又は金属板葺きとする。 屋根は、いぶし、灰色又は黒色を基本とし、別表の範囲の色彩とする。 庇、小屋根は、屋根と協調した色とする。 |
| 外壁の構造等 | 外壁の構造は大壁又は真壁とする。 外壁の仕上げは下見板張りを基本とし、漆喰壁、リシン壁、土壁、その他これらに類するものとする。 外壁の位置は、隣接する建築物と協調する。 外壁の基調色は、下見板張りの木地色やそれに類する茶色、こげ茶色を基本とし、漆喰やリシン壁、土壁を用いる場合は、素材色を基本としたベージュや生成り色、白などを基本とする。それらの範囲は別表の通りとする。但し、神社様式建築物はこの限りではない。 |
| 玄関・開口部の建具 | 木製の板戸又は格子戸とする。やむを得ず金属製とする場合は、こげ茶色、黒色又は木目調の仕上げとし、同色のルーバーや格子により修景する。 |
| 建築設備等 | 建築設備や空調機及び電気・ガスメータ等は、道路から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、建物の外壁と調和した色彩、木製のルーバー、竹や植え込み等の緑化により修景する。 |
| 樋の色彩 | 樋の色彩は、こげ茶色、黒色又は銅板の素材色を基本とする。 |
| 付属建築物 (車庫・物置、茶工場等) | 道路から直接望見できる場合は、次の各基準に適合すること。 ・屋根は、母屋の屋根の向き、勾配、色彩、軒や庇の高さと協調する。 ・外壁、開口部及び建具は、母屋と調和した仕上げ・素材とする。 |
| 門・塀 | 母屋と調和した土塀、板塀を基本とする。 門に屋根を設ける場合は、軒や庇と協調した高さとする。 |

3) 工作物等の形態意匠

| | |
|----------|---|
| 擁壁 | 擁壁は、野面石積みとする。やむを得ず他の材料を活用するときは、化粧型枠などによる仕上げとする。 |
| 自動販売機 | 自動販売機は、建築物の中に組み込む、又は、建物の外壁と調和した色彩の木製のルーバー等で修景する。 やむを得ず屋外に設置する場合は、色を5Y7.5/1.5とする。 |
| 郵便受・牛乳入等 | 建物の外壁と調和した色彩や木製のルーバー等で修景する。 |
| 緑化 | 旧東海道沿いは、家の前や外壁に四季の花を植える（飾る）ように努める。 その他の区域で、前面道路に門や塀を設けない場合は、生け垣等による緑化に努める。 |

屋根の色彩基準

| 色相 | 明度 | 彩度 |
|-----------|------|------------------|
| 5Y R ~ 5Y | 6 以下 | 1 以下 (無彩色を含む) |



外壁の色彩基準

| 色相 | 明度 | 彩度 |
|-----------|----|------------------|
| 5Y R ~ 5Y | - | 4 以下 (無彩色を含む) |

